

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和6年1月号）

このたびの地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震における被害と対応、相談窓口を北陸農政局HPに掲載しております。
詳細は[こちら](#)（🔗クリック）、または右側の二次元バーコードからご覧ください。



令和6年能登半島地震に関連する情報

1 令和6年能登半島地震被害者の権利利益の満了日を延長する告示について

告示された法令のうち、米に関する3件をご案内しております。詳細は[北陸農政局HP](#)または、または右側の二次元バーコードからお申込みください。をご覧ください。



（1） 特例措置の対象者

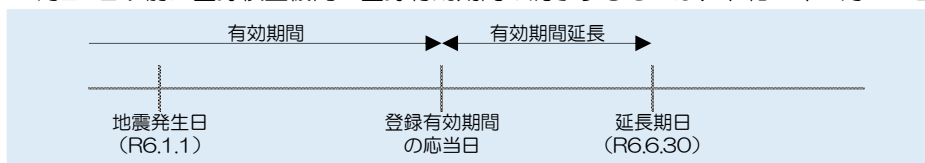
新潟県、富山県、石川県及び福井県の災害救助法の適用を受ける市町村の区域に住所（法人にあっては、事務所を有する者）を有する者等。

[令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第2報】](#) （内閣府へリンク）



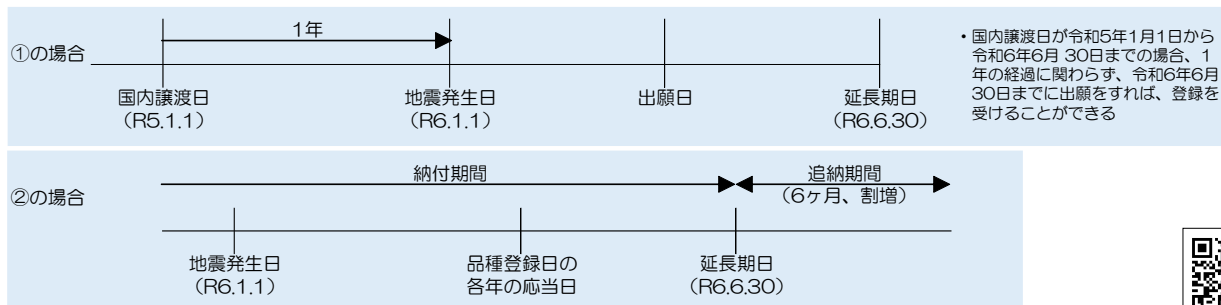
（2） 登録検査機関の登録有効期間

災害救助法の適用を受ける市町村の区域に事務所又は農産物検査を行う場所を有する者について、令和6年6月29日以前に登録検査機関の登録有効期間が満了するものは、令和6年6月30日まで延長されるものです。



（3） 品種登録の未譲渡性期間及び登録料の納付期限

条件を全て満たす場合、①品種登録の未譲渡性の期間の経過に関わらず品種登録を受けることができる期間、②登録品種の登録料の納付期間が令和6年6月30日まで延長されるものです。



[令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる特例措置について](#) （農林水産省へリンク）



（4） ゲタ（数量払）対策及びナラシ対策交付金の申請期限の延長

対象申請	作物	申請期限	様式
畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請	麦・なたね	3月5日 → 6月30日	様式第9－1号
	大豆・そば	4月30日 → 6月30日	
収入減少影響緩和交付金の交付申請	—	4月30日 → 6月30日	様式第10－1－③号

2 新規需要米・加工用米の特例

避難所等への炊き出し用に、米粉などに使う新規需要米や米菓などに使う加工用米を使用することが可能となる旨を通知したものです。

[令和6年能登半島地震に係る新規需要米・加工用米の特例について](#) （農林水産省へリンク）



3 農産物検査証明の取扱いについて

地震によりはい崩れが発生し、破袋した米穀等を農産物検査員の立会いの下で新袋に詰替えられ場合、詰替前の検査証明を有効とする取扱いを通知したものです。

[地震により破袋した米穀等の詰替えに係る農産物検査証明の取扱いについて](#) （農林水産省へリンク）



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



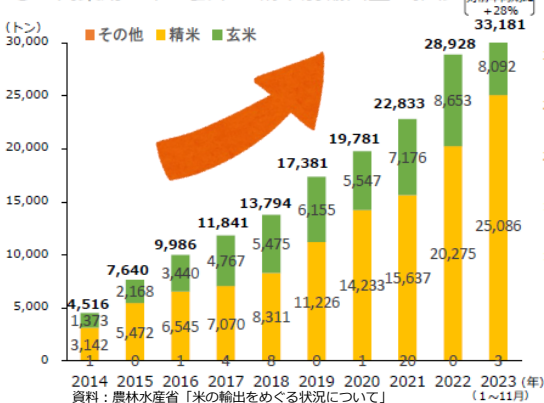
特集 北陸コメサロン開催 ～踏み出そう！北陸から世界へ～

【なぜ、今輸出なの??】

- 日本の人口は2010年の1億2,806万人をピークに減少局面に入っており、2070年には8,700万人にまで減少すると予測されています。また、年間一人当たりのコメの消費量は、1962年（昭和37年）以降減少を続け、2022年（令和4年）では50.9kgとなっています。
- このような人口動態やコメの消費量の減少を背景に、コメの年間需要量は毎年約10万トンずつ減少しています。
- コメの国内マーケットが縮小傾向にあるなか、海外では日本食が広がり日本産米の海外需要も年々高まっています。

北陸農政局では、コメ輸出に関心があるものの、まだ踏み出せない方が抱えている不安や疑問を解消し、コメ輸出取組のきっかけを後押しします！

○ 商業用の米の玄米・精米別輸出量の推移



開催時期：令和6年2月6日(火) 13:30~16:00

開催方法：オンライン開催（参加費無料）

- プログラム：①オープニング 「コメの輸出をめぐる状況等について」 農林水産省農産局農産政策部企画課
②輸出取組事例紹介 輸出事業者（1事業者）、輸出生産者（5生産者）
③パネルディスカッション「日本産米の強み」、「輸出までの手順」、「輸出継続に向けた工夫」



お申込みはこちら **申込締め切り 令和6年1月31日(水)**

【開催方法】 Microsoft TeamsによるWEB開催となります。

【参加登録方法】 [Webフォーム](#) (クリック) または右側の二次元バーコードからお申込みください。
※お申込みによって得られた個人情報は、厳重に管理し、本サロンの運営のみに使用させていただきます。

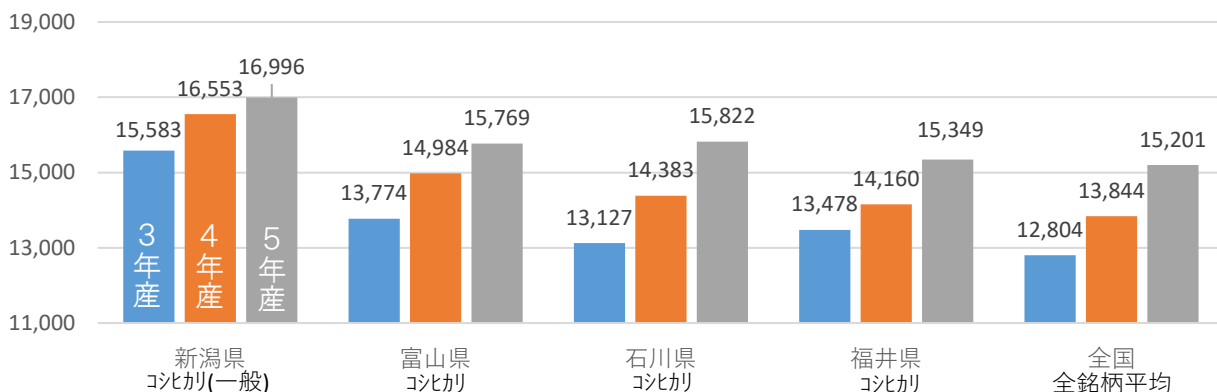


詳細は北陸農政局HP「[北陸コメサロン ～踏み出そう！北陸から世界へ～ の開催及び参加者の募集について](#)」をご覧ください。

1 米の相対取引価格

令和3年産及び、令和4年産は出回りから翌年10月まで、
令和5年産は出回りから令和5年11月までの平均価格

(円/60玄米kg税込)

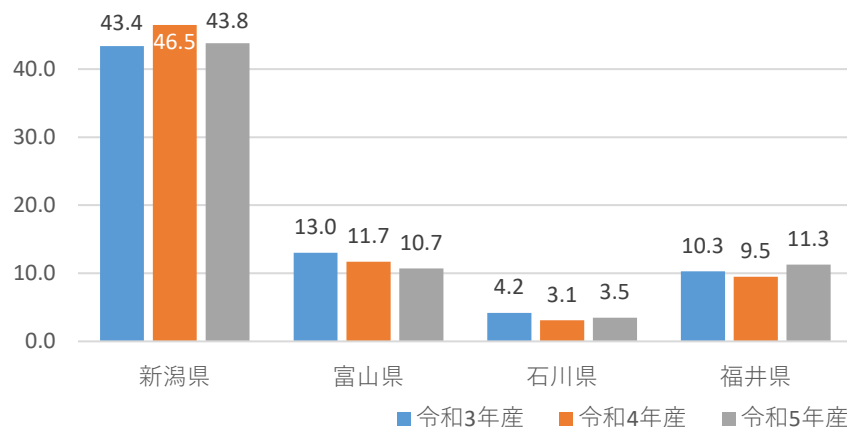


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

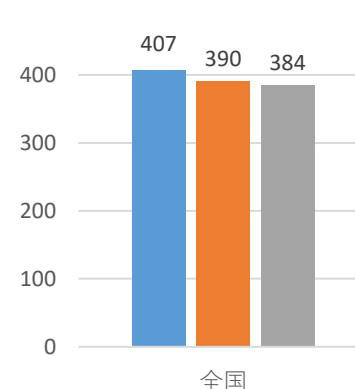
- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

2 米の産地別販売状況（11月末現在）

(千玄米トン)



(千玄米トン)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

農林水産省 北陸農政局